番地の五、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四、三十六番地から四十番地まで、四十番地の一、四十一番地、四十一番地の一、四十二番地、四十二番地の一、六十四番地の一、六十四番地の四から六十四番地の六まで、六十五番地の一、六十五番地の二及び六十六番地の一から六十六番地の三まで、沼ノ川一番地の一、江栗七反田一番地の一及び二番地の十三、江栗大町一番地の十三、江栗大町一番地の十二、四十一番地の七及び五十九番地の十並びに柳町二十二番地の一、二十二番地の五、二十六番地の二、三十六番地の三、四十四番地の二、四十七番地の一、四十八番地の二、四十九番地の二、五十番地の三、五十一番地の三、五十七番地の一、五十七番地の三、六十六番地及び七十番地並びに勿来町大高舘下四番地の一及び十五番地の一、大高大高下五番地の三及び八番地の一、大高京田三番地の四、四番地の一、五番地の一、六番地の一、六番地の三、二十四番地の二、二十五番地の一、二十六番地の一、二十六番地の三、三十番地の一、三十番地の五、三十一番地の三及び八十二番地から八十六番地まで、四沢塚田二番地の一、四沢谷地四番地、四沢長町一番地、三番地、七番地、九番地の一、十番地から十八番地まで、二十二番地の一及び二十三番地から二十八番地まで並びに窪田十条一番地の一、一番地の二、二番地の一、四番地及び五番地の一から五番地の七までの区域並びに錦町徳力のうち市道徳力二号線、江栗馬場・沼ノ川線、江栗大町・沼ノ川線、川部・錦線に囲まれた区域

十七　鹿島臨海地区

［イ　略］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十三まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十八～三十四　［略］

［削る］

の三、三十五番地の四、三十六番地から四十番地まで、四十番地の一、四十一番地、四十一番地の一、四十二番地、四十二番地の一、六十四番地の一、六十四番地の四から六十四番地の六まで、六十五番地の一、六十五番地の二及び六十六番地の一から六十六番地の三まで、沼ノ川一番地の一、江栗七反田一番地の一及び二番地の十三、江栗大町一番地の十二、四十一番地の七及び五十九番地の十並びに柳町二十二番地の一、二十二番地の五、二十六番地の二、三十六番地の三、四十四番地の二、四十七番地の一、四十八番地の二、四十九番地の二、五十番地の三、五十一番地の三、五十七番地の一、五十七番地の三、六十六番地及び七十番地並びに勿来町大高舘下四番地の一及び十五番地の一、大高大高下五番地の三及び八番地の一、大高京田三番地の四、四番地の一、五番地の一、六番地の一、六番地の三、二十四番地の二、二十五番地の一、二十六番地の一、二十六番地の三、三十番地の一、三十番地の五、三十一番地の三及び八十二番地から八十六番地まで、四沢塚田二番地の一、四沢谷地四番地、四沢長町一番地、三番地、七番地、九番地の一、十番地から十八番地まで、二十二番地の一及び二十三番地から二十八番地まで並びに窪田十条一番地の一、一番地の二、二番地の一、四番地及び五番地の一から五番地の七までの区域並びに錦町徳力のうち市道徳力二号線、江栗馬場・沼ノ川線、江栗大町・沼ノ川線、川部・錦線に囲まれた区域

十五　鹿島臨海地区

［イ　同上］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十二まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十六～三十二　［同上］

三十三　田原地区

愛知県田原市緑が浜一号一番、一番一、二番、三番一、三番二及び五番並びに二号二番三、二番四、二番九から二番十一まで、二番二十七から二番三十まで、二番三十二から二番三十七まで、二番四十から二番四十二まで、二番四十四、二番五十二、二番五十三及び二番五十五から二番六十一までの区域